

第8回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成26年11月18日(火)

場 所：西宮市職員会館3階 大ホール

〔午後 2 時58分 開会〕

事務局 定刻前ですが、出席予定の委員の皆さんがお揃いですので、第 8 回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき、ありがとうございます。

まず、事務局から、10月10日付の人事異動について報告します。

こども支援局担当理事の坂田が、教育委員会担当理事も併任することになりました。一言ご挨拶申し上げます。

事務局 この10月10日付をもちまして、教育委員会との併任の辞令を受けました。

担当する業務はなんら変わらないのですが、子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業」の中に記載しています「放課後の子どもの居場所づくり」の施策を推進するためには、市長部局だけではなく、教育委員会と連携する必要がありますので、このたび、教育委員会の身分も併任することになりました。

引き続き頑張っていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 本日は、奥野委員と森委員から欠席とのご連絡をいただいています。また、前田(正)副会長と米山委員からは、少し遅れて出席するとのご連絡を受けています。

次に、資料の確認をします。

1点目は、「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」をホッチキスどめしたものです。2点目は、「資料集」です。3点目は、「参考資料集」です。これらの資料は1週間前にお送りしましたが、もしお手元になればお申し出ください。

また、「西宮市子ども・子育て事業計画 - 素案 - 」、同「【概要版】」、「西宮市子ども・子育て事業計画(素案)」への意見提出手続き(パブリックコメント)のための参考資料」の3点については、先日、各委員にご説明した際にお渡ししたものです。もしお持ちでなければお申し出ください。

それでは、倉石会長、会議の進行をよろしく願いします。

会長 皆さん、こんにちは。

師走の声を聞くようになり、公私ともにお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日も、議事の進行にご協力をよろしく願いします。

議事に入る前に、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、傍聴についてお諮りします。

傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 また、この後、傍聴を希望される方がいらっしゃれば、随時入室いただくことにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、傍聴を許可しますので、入室していただきます。しばらくお待ちください。

それでは議事に入ります。

次第にありますとおり、今回は議事が3つあります。

まず、本日の審議事項等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集1ページをご覧ください。ロードマップのご説明からさせていただきます。前回の会議でお示したロードマップに若干修正を加えています。

まず、予備日として予定していた10月14日の会議は開催しませんでしたので、削除しています。そのため、今年度の子ども・子育て会議は、予備日も含めて、本日の11月18日と来年1月20日、2月10日の残り3回になります。

また、評価検討ワーキンググループは、先月27日に通算3回目を開催しまして、次回は、来週11月27日に開催を予定しています。

表の上の部分に記載しているとおり、事業計画については、本日お示した内容で、来週11月25日から12月25日まで、市民の方からご意見をちょうだいするパブリックコメントを実施することになっています。

また、表の中ほどには、この会議でご議論いただいた各基準についての条例が9月市議会で制定されたことを記載しています。

次に、2ページをご覧ください。前回の審議内容のまとめです。

前回の会議では、1号認定子どもの利用者負担と子ども・子育て支援事業計画の素案についてご協議いただいた後、事務局より、民間保育所の認定こども園への移行に関する調査の結果と各基準に関する条例案について報告しました。

1点目の1号認定子どもの利用者負担については、第6回の会議で出された課題をもとに見直した事務局案について審議を行っていただきました。具体的には、国が示す5つの所得階層を9階層に細かく設定する点や、利用者負担額のイメージ図、負担が増える世帯への軽減措置、第2子・第3子の減免措置について、事務局案を西宮市子ども・子育て会議としてご承認いただきました。

2点目の子ども・子育て支援事業計画の素案については、それまでにいただいたご意見をもとに修正した事務局案を説明し、確保方策にかかる本市の考え方に対してご意見をいただきました。その上で、さらに修正した素案について、10月14日に開催を予定していた会議に諮るかどうかの判断を会長に一任していただきましたが、結果として、10月14日の会議は開催せず、本日、パブリックコメントを実施する素案をご提示する運びとなりました。

3点目と4点目は報告事項で、事務局より、平成26年7月下旬に実施した民間保育所に対する認定こども園への移行に関する意向調査の結果と、各基準に関する条例案について報告しました。

次に、3ページをご覧ください。本日の審議事項をまとめています。

まず、議事(1)では、パブリックコメントを実施する事業計画の素案について、西宮市子ども・子育て会議としてその内容をご確認いただきます。

議事(2)では、新制度に移行する教育・保育施設のうち幼稚園型認定こども園と幼稚園において設定する利用定員についてご審議いただき、西宮市子ども・子育て会議としてのご意見をまとめていただきます。子ども・子育て支援法では、市町村

長が利用定員を設定するときは子ども・子育て会議で意見を聞くことが定められています。詳細については、後ほど該当箇所の説明します。

最後の議事(3)の報告事項では、この7月から9月にかけて市内9カ所で開催した保護者向けの新制度に関する説明会について報告します。

ロードマップなどの説明は、以上です。

会長 議事(1)の事業計画については、既に委員の皆様方から出していただいた意見をもとに作成した事務局案を説明していただきます。

ただし、パブリックコメントの実施が1週間後に控えていますので、本日、委員の皆様方から出していただいた意見については、パブコメの結果とあわせて修正等を加えることとなります。これは年明けの子ども・子育て会議で事務局から示されますので、ご了解いただきたいと思います。

議事(2)の教育・保育施設の確認については、利用定員について皆様方のご意見をいただきます。

議事(3)は報告事項で、事務局から市民向けの説明会の結果を報告していただきます。

進行については、議事(1)には70分程度を予定していますが、事務局からの説明が少し長くなりますことをご了解ください。議事(2)は30から40分程度、議事(3)は10分程度と考えています。状況によって途中で休憩を挟みたいと思いますが、そのまま進めることもあろうかと思っておりますので、その点はご一任いただきたいと思います。

それでは、「議事(1) 西宮市子ども・子育て支援事業計画の素案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、参考資料集の1ページをご覧ください。

参考資料1「西宮市子ども・子育て支援事業計画の今後のスケジュールについて」です。

先ほど会長からご説明いただきましたが、本日の第8回子ども・子育て会議の1週間後の11月25日火曜日から12月25日木曜日に、事業計画素案について市民の皆様から意見を求めるパブリックコメントを実施します。

これについては、11月25日号の市政ニュースや市のホームページで広報し、市役所、支所、サービスセンターなどで事業計画素案等の資料を配布します。配布資料は、本日の別冊資料の「西宮市子ども・子育て支援事業計画 - 素案 - 」と、素案の内容を圧縮した「西宮市子ども・子育て支援事業計画(素案)【概要版】」、それと、本市における各事業の実施状況や施設の状況をまとめた「西宮市子ども・子育て支援事業計画(素案)への意見提出手続き(パブリックコメント)のための参考資料」、以上3点です。これらをもとに市民の皆様から意見を募集します。

パブコメの結果については、年明け1月20日火曜日に開催予定の第9回子ども・子育て会議でお示ししたいと考えています。その際には、事業計画に対する委員の皆様のご意見を伺い、事業計画の確定作業に向けた最終審議を行っていただきたいと思います。パブコメの結果や1月の会議次第では、予備日としている2月10

日曜日の第10回会議を開催して、事業計画を最終的に固めていきたいと考えています。

次に、「西宮市子ども・子育て支援事業計画 - 素案 - 」をご覧ください。

この「素案」は、前回8月25日の第7回子ども・子育て会議でお示した「8月25日版」から、委員の皆様からいただいたご意見や市内部での調整によって、内容を一部変更しています。

本日は、主な変更点について説明し、誤字・脱字や「てにをは」に関しては、説明を省略させていただきます。

まず、1枚めくって、目次をご覧ください。

第1編から第7編の計画の構成においては、変更が2点あります。

1点目は、章立ての順を変更しています。8月25日版では、第1編から第4編に「計画策定の趣旨」、「新制度の概要」、「本市の現状とアンケート調査結果」、「基本理念」と並べていました。それを今回、第4編にあった「基本理念」を第2編に移し、それに伴って、「新制度の概要」を第2編から第3編に、「本市の現状とアンケート調査結果」を第3編から第4編に移動させています。

2点目は、第2編のタイトル変更です。ここは基本理念や基本的な視点を記載している章ですが、8月25日版では「計画の基本的な考え方」としていたものを、今回、「子育て支援に関する基本的な考え方」としました。

この基本理念や基本的な視点については、次世代育成支援行動計画で定めた基本理念等を踏まえるとともに、西宮市の子育て支援、西宮の子ども像という視点で、今年の2月から5月にかけて複数回にわたって子ども・子育て会議でご議論いただきました。そうしてできた基本理念や基本的な視点は、子育て支援全般にかかる大きな視点となっています。一方、事業計画の内容は、子ども・子育て支援法や国の基本指針に従って、教育・保育や13事業などの特定の事業に限ったものとなっています。そのため、基本理念や基本的な視点については、今回の事業計画に限った考え方ではなく、西宮市の子育て支援全般にかかる考え方であると、位置づけを変更したものです。

次に、7ページの上段の図をご覧ください。

本市では、マスタープラン(総合計画)が最上位の計画として位置づけられていて、その下に、部門別計画として、各分野・各事業のさまざまな計画があります。これまでは、次世代育成支援行動計画が子育て支援に関する部門別計画となっていました。今回策定する事業計画についても、同様に子育て支援に関する部門別計画として位置づけることとしています。また、地域福祉計画や勤労者福祉推進計画などの他分野・他事業の計画と整合を図ったものとしています。ここには、こうした本市における計画の位置づけを表した図を追加しました。

次に、12ページをご覧ください。「2.基本的な視点」です。

「[1] すべての子どもが健やかに成長する社会をめざします」の下に、「しっかりとした愛着が形成され、」と、基本的な視点の記述があります。8月25日版では「しっかりとした愛着形成が支えられるように」となっていました。「支えられ

るように」という表現では、読み方によっては愛着形成を支えることが目的にとらえられるおそれがありますので、「愛着が形成され」という表現に変更しました。

また、「[2]すべての子どもの幸せを第一に考えます」では、その下の文章に「すべての子ども」という表現が連続しているというご意見を踏まえて、文章を変更・修正しました。

次に、25ページをご覧ください。

ここでは、「第4編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状」のうち、就学前児童の状況について、グラフなどを掲載しています。

8月25日版では、幼稚園・保育所の入園・入所児童数のほか、13事業の実績を載せていましたが、「第5編 計画の施策内容」においても同様に各事業の実績を掲載していました。内容が重複しますので、この第4編では削除しました。

また、28ページには、下のほうに留守家庭児童育成センターの利用状況のグラフを追加しました。

次に、29ページをご覧ください。

ここには、「3. ニーズ調査からみる子育ての状況」として、ニーズ調査の結果を一部抜粋していました。8月25日版では、「子育ての楽しさ、子育てに関する悩み」や「子育て支援で力を入れてほしいこと」などを記載していましたが、次の「第5編 計画の施策内容」では、教育・保育や13事業の量の見込み及び確保方策の記述が続きますので、それらに関するものとして、「教育・保育事業の利用希望」、「一時預かり事業の利用希望」などを追加しました。

次に、37ページをご覧ください。

「第5編 計画の施策内容」の「提供区域」です。

8月25日版では、西宮市幼児期の教育・保育審議会で示された「適正配置を検討する際のブロック分け(13ブロック)」の地図を掲載していましたが、今回の事業計画の提供区域は、北部と南部の2ブロックに設定しましたので、2ブロックの地図に差しかえています。

次に、42ページをご覧ください。ここからは、教育・保育や13事業の量の見込み及び確保方策です。

教育・保育については、8月25日版では、国が示す書式で各年度における量の見込みと確保方策の数字を示していましたが、非常に見にくいといったご意見をいただきました。そこで、今回は、数字の見せ方を変更しました。

まず、42ページでは、1号認定と2号認定のうち学校教育利用希望の「幼稚園ニーズ」について、全市、北部、南部に分けて量の見込み及び確保方策を示しました。また、43ページの上段では、2号認定のうちの保育所ニーズを全市、北部、南部で示し、下段から44ページにかけては、3号認定の量の見込み及び確保方策を示して、ニーズごとに表を分ける形としました。

次に、44ページをご覧ください。

下段に教育・保育に関する今後の方向性を示しています。前回の会議において、認可外保育施設から小規模保育施設への転用などの取組みに関する記述の追加につ

いてご意見をいただきましたので、下から3行目の文章を一部変更しました。

次に、45ページをご覧ください。ここからは、事業ごとにページを分けて、13事業に関する量の見込み及び確保方策を記載しています。

8月25日版からは、「事業実施における課題」の記述を追加し、(1)に「事業内容」、(2)に「事業実施における課題」、(3)に「量の見込みと確保方策」、(4)に「今後の方向性」という構成に変更しています。

また、45ページの「利用者支援事業」の「今後の方向性」については、前回の会議で「コンシェルジュ」の記述の追加についてご意見をいただきましたので、下から3行目以下の文章を追加しました。

次に、49ページをご覧ください。数字にミスがありました。

「放課後児童健全育成事業」の(1)、「留守家庭児童育成センターの実績」の表の右端、平成25年度利用児童数の低学年の欄が「2,6517人」となっていますが、正しくは「2,657人」ですので、訂正をお願いします。

次に、52ページをご覧ください。

「乳児家庭全戸訪問事業(健やか赤ちゃん訪問事業)」の下段に、「健やか赤ちゃん訪問事業と乳幼児健診等の母子保健担当課との連携」に関する一連の流れを記載しています。ここでは、8月25日版で記載していた具体的な件数等を削除しました。

次に、61ページをご覧ください。

「子育て援助活動支援事業(にしのみやファミリー・サポート・センター事業)」ですが、8月25日版では、ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み及び確保方策のうち、就学前の量の見込み及び確保方策については「一時預かり事業」に、病児対応の量の見込み及び確保方策については「病児保育事業」に、就学児の量の見込み及び確保方策については「子育て援助活動支援事業」にそれぞれ掲載していました。しかし、ファミリー・サポート・センター事業における量の見込み及び確保方策の全体像がわかりにくいことから、一つのページに集約しました。

次に、65ページをご覧ください。

中ほどの「(4) 質の高い教育・保育の提供について」では、前回の会議において、認可外保育施設に対する指導等に関する記述の追加についてご意見をいただきましたので、下から4行目以下の記述を追加しました。

次に、70ページをご覧ください。

「3. 今後に向けて」では、前回の会議において、ニーズ調査やグループインタビュー、ワークショップを通して得た子どもの遊び場などのニーズに関する内容を計画に反映させることについてご意見をいただきました。しかし、今回の事業計画では、国の基本指針に基づいて教育・保育や13事業などに関する事業量や目標値を定めることとし、それ以外の事業については、次世代育成支援行動計画を延長して、平成29年度に予定している事業計画の中間見直し時に、両計画を統合して一体的な計画を策定することとしています。したがって、今回の記述については、あくまでも国の基本指針に基づいた特定の事業に関する事項のみを定めて、ニーズ調査やグループインタビュー、ワークショップを通して得たさまざまなニーズについては、

中間見直しの際に検討したいと考えています。

次に、79ページをご覧ください。

7月から9月にかけて行った市民向け説明会の実施記録を追加しました。

また、81ページから83ページには、教育・保育と13事業に関する量の見込みと確保方策について、一覧表にして再掲しています。

主な変更点は以上です。

冒頭に説明したとおり、事業計画については、今回お配りした資料をもって来週11月25日からのパブリックコメントを実施したいと考えています。本日いただきますご意見については、パブコメの結果とあわせて、年明け1月20日の第9回子ども・子育て会議の際に反映したいと考えています。

説明は、以上です。

会長 前回出された意見をもとに修正された素案を事務局から示していただきました。これをもとにパブコメを行って、市民の皆さんからご意見をいただくこととなります。本日いただきますご意見は、パブコメ時に反映することはできませんが、自由にご発言ください。

委員 70ページの第6編の「3.今後に向けて」のところですが、例えばワークショップで出された意見などは今後の中間見直しのときには入れていくと事前説明でおっしゃっていただきました。ただ、中間見直しが行われる平成29年度というと、今年度生まれた子どもは3歳になります。ですから、今あるニーズはどうなるのかと率直に思いました。もっともっと積極的に事業計画に入れていただければいいなと思っていましたので、とても残念だという感想を持っています。

それに関連して、ワークショップなどで出た意見は、パブコメでも出てくると思います。例えば「子どもの遊び場が足りない」という意見が出てきたらどうするのかなと思いましたので申し上げます。

会長 パブコメでいろいろな意見が出た場合に、どのように集約して、場合によれば素案に反映させるのかというご意見ですが、いかがでしょうか。

事務局 このような計画を策定する際には、パブコメによって市民の方のご意見を聞くことが一般的なルールになっています。その分野にもよるのですが、ほとんど意見が出ない場合もあれば、かなりの数の意見が出る場合もあります。

出てきた意見については、事務局のほうで整理して、その意見に対する市の回答を作成し、ホームページ等で公表します。また、ご意見の中で計画の中に取り込むべき点がありましたら、計画を修正して最終形に仕上げていくことが一般的なやり方になっています。

今回も、カテゴリーごとに分類したご意見や市の考え方、また修正箇所等については、もちろん子ども・子育て会議に報告したいと考えています。

会長 作業としては、11月25日から1カ月間パブコメを実施して、1月20日に予定されている子ども・子育て会議までに市の考え方を提示していただくことになっています。ただ、年末年始の休みを挟みますから、2週間ほどの間で市の考え方をまとめることが可能かどうかという問題はあります。もし間に合わないようでした

ら、2月に予備日がありますので、この2月までは最終の審議が可能だと考えていいわけですね。

事務局 予備日にしています2月10日には、最後の確認をしていただきたいと思っています。

作業日程については、パブコメ期間は11月25日から1カ月ありますが、事務局としては、市民の方からご意見が出てき次第、順次作業を進めていきたいと考えています。

会長 パブコメの結果については、1月20日に我々もいただけるのですね。それよりも早くというのは無理でしょうか。

事務局 年末年始をまたぎますので、何千という数になると1月20日にすべてご報告することはできませんが、100～200であればスケジュール的には可能かなと思っています。

会長 我々は、パブコメの意見を1月の会議の1～2日前に見て、当日の会議に臨むことはできるのでしょうか。

事務局 今の想定では、資料は通常1週間前には発送していますので、できればそれに間に合わせたいと考えています。その際には、整理された市民の方からの意見と、それに対する市の考え方、さらに、事業計画素案を変更する箇所があれば、それをご提示したいと考えています。

会長 私の質問を挟みましたが、いかがでしょうか。

委員 この事業計画について、私たちの意見だけではなく、パブコメも含めて、事務局のほうで検討していただける余地があると受け止めていいのであれば、時間的には少ないですが、それなりに希望があるのかなと思ったりしています。

会長 そのほかにいかがですか。

委員 今さらの話ですが、32ページの「(6)放課後の過ごし方」の図表26を見ていると、ずっと違和感がありました。図表27の小学生の保護者に聞いた「放課後の過ごし方の希望」では、「公園等で自由に遊ばせたい」が74.7%と圧倒的に多いのに対して、就学前の子どもの保護者に聞いた図表26のほうでは、「公園」という項目がありません。アンケート本体を確認したら、「その他」の項目の中に「公園」とあるだけでしたので、アンケートに答えた方が「公園で遊んでほしい」と思っているのに、それが反映できなかったのではないかと思うのです。ですから、「放課後の過ごし方の希望」という同じタイトルがついている図表26と27で、選択肢が違うのはどうなのかなと思います。

会長 既に行われたニーズ調査の結果を示しているところですので、現段階で修正することは事務局としては難しいと思います。先ほど委員が言われるのは、図表26では「公園で遊ばせたい」という希望が反映されていないのではないかということですね。

委員 図表26は就学前に就学したときの希望を聞いているものですし、この2つの図表で結果があまりにも違い過ぎることもありますので、就学前の図表26がここに必要なかなと思うのです。

会長 ここは「放課後の過ごし方」のところだからという意味ですね。

委員 はい。34ページの図表31の「子育て支援で力を入れてほしいこと」で、就学前の子どもを持つ保護者の方は、63%の方が「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」を選んでおられるのに対して、図表26では「習い事」が断トツで多くなっています。図表26に「公園」の欄があれば、こういう結果になっていなかったのではないかなとも思いますので、わかりづらいところです。

会長 図表26は、就学前の子どもの保護者が思う「小学校に上がったときの過ごさせ方の希望」を見たものです。ですから、小学生の保護者とは違う意味合いで出されているわけですが、質問に対する選択肢が違い過ぎることと、図表31にも「子育て支援で力を入れてほしいこと」があるので、特段載せなくてもいいのではないかというご意見ですね。

委員 はい。

会長 結果として出ていることなので、載せてもいいのではないかとは思いますが、この件について、ほかの委員のご意見はありませんか。

委員 私もなるほどなと思ったのですが、これは、答えた方の置かれている環境が全然違うのではないかと思うのです。仕事をしているご家庭と家に保護者がいるご家庭では、過ごし方・過ごさせ方の希望が全然違うのに、それが並んでいるから違和感があるのかなと思います。

多分図表26は、留守家庭児童育成センターを希望する方がどれくらいいらっしゃるのかを見る表なのかなと思うのです。しかし、その数は、仕事をしていないご家庭からは出てこないものですから、違和感はありますが、今さらどうすればいいのかは、よくわかりません。

会長 今からこの図表自体をいじることは難しいのですが、事務局としては、素案はこれでいくということですね。

事務局 ご指摘いただいた図表26と27については、学童を意識してつくったアンケートだと思うのですが、国が出してきた形にのっかっていまして、就学前児童向けと小学生向けでは聞き方が違いますし、選択肢も全然違っていています。例えば就学前のアンケートのほうでは、「週何回くらい使いますか」という細かなところまで聞いています。

「公園」の選択肢についても、就学前のほうでは、「その他」のところに「公民館、公園、放課後等デイサービスなど」でくくりられているのに対して、小学生向けでは「公園等で自由に遊ばせたい」という選択肢が独立してありましたので、「公園」だけに着目すると、同じ聞き方になっていないというご意見はそうかなと思います。その点については、今後同じようなアンケートをするときには留意したいと考えています。

ただ、この計画素案自体に大きく影響するものではないのかなとは思いますが。

会長 そうということですから、ご意見として何うことにして、その意識でパブコメも見ていただければと思います。

委員 それにプラスして、いろいろなところで「遊び」や「放課後」や「子ども

の居場所」という言葉が出てきますが、市のほうに乳幼児の外遊びに着目する姿勢が根本的に欠けているのではないかと思います。

先ほど私は70ページのところで意見を申し上げましたが、ここに「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」という課題が出ています。これは、「乳幼児の子どもだけで安心して遊べる」という意味ではないですね。要は、西宮市の基本的な考え方の中に、未就学、特に乳幼児の外遊びに関する意識がどうなのかとったりもしています。このことを今のご意見にプラスしておきたいと思います。そういうことから、先ほど「西宮市ならでは」ということで意見を言わせていただきました。

会長 「遊び場」のことについては、ワークショップなどでも参加者の方から意見が出ていましたし、恐らくパブコメでもそういうご意見が出てくるのではないかと思います。さらに、この会議でも、「豊かな自然環境を利用して……」という言葉が繰り返し出てきています。ニーズ調査ではそういうことがなかなか拾えなくて、もどかしいところはありますが、今後、ぜひそのあたりについてのご意見もいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

委員 45ページに「コンシェルジュ」の記述があります。ここでは「保育コンシェルジュ」となっているのですが、以前は教育、保育を含めた「子育てコンシェルジュ」という幅広い相談役というイメージの言葉が使われていました。私は「子育てコンシェルジュ」のほうがいいと思っているのですが、このあたりの言葉の使い分けについて教えていただけますか。

また、先日、1階の窓口へコンシェルジュがどういうことをしているのか見に行ったのですが、まだ準備中というお話でした。もしこれをパブコメに出されるのなら、整えられたほうがいいと思います。

事務局 1階の「こども支援案内窓口」でのコンシェルジュ機能については、本格実施に向けて準備しているところです。ただ、1階の市民課の並びに設けている窓口では、児童手当や妊婦健診の受け付けをはじめとする事務の窓口のほか、保護者の方に対する子育てにかかわる情報提供やご質問にお答えするようなことは、少しずつではありますが、年度当初から始めています。

そこに配置する「コンシェルジュ」は、「子育てコンシェルジュ」としたいと考えています。「保育コンシェルジュ」では、保育を求められる方を中心に必要な情報を提供していく、あるいはマッチングしていく人というニュアンスが強いかと思いますので、「子育てコンシェルジュ」という形で、それも含めて、より幅広いご相談や情報提供に対応できるようにして、広報等にも努めていきたいと考えています。

会長 45ページでは「保育コンシェルジュ」になっていますが、案になると名前が変わるということですか。「保育コンシェルジュ」をまた別に設けるわけではないですね。

事務局 全体的には「子育てコンシェルジュ」という名称を使いますが、下から3行目からの「特定型については」の文章は、保育のマッチング機能などの「保育

コンシェルジュ機能」を持っているという意味です。

会長 説明を聞けばわかるのですが、文章ではわかりにくいので、最終の計画では変えたほうがいいのではないですか。「西宮市の場合は、保育コンシェルジュの機能として子育てコンシェルジュを配置する」という意味でしょう。

事務局 そうです。もし理解しづらいようでしたら、そのほうがいいと思います。

会長 あくまでも「保育コンシェルジュ」は、国が特定型として示している名称であって、市としては名称を「子育てコンシェルジュ」にするわけですから、ここであえて説明のために「保育コンシェルジュ」を使うと、混乱を招くかもしれませんので、統一すればどうでしょうか。

事務局 事務局のほうで検討します。

会長 そもそも「コンシェルジュ」とは何かという点もありますね。少なくとも私のゼミの学生はわかっていませんでした。そのあたりも理解してもらうことが重要ですので、むしろ「コンシェルジュとはどういうものか」という説明がどこかにあってもいいのかなと思います。

委員 「コンシェルジュ」という言葉には、相手の質問に答えるだけでなく、相手からニーズを引き出して、それに対して建設的に答えて、しかも、違うコスチュームを着ているスペシャリストのイメージがあります。意見としてお伝えしておきます。

会長 言葉がひとり歩きすることもありますので、わかりやすさを優先して、事務局で文言をお考えいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

委員 「基本理念」や「基本的な視点」の言葉はずっと残りますので、大切にしておかなければいけないなと思っています。

例えば12ページの「基本的な視点」の[1]に「しっかりとした愛着が形成され」とあります。これは、前回案の「しっかりとした愛着形成を支えられるように」から、「愛着」と「形成」を分けて修正したという説明がありました。

しかし、一般の方が心理学的な「愛着」という言葉をどうとらえているのかなと思います。「愛着」というのは、一般的には「離れがたい」というイメージかなと思います。「愛着形成」という言葉になると、「母子関係を中心とした情緒的な結びつき・つながり」というようなことになるのですか。私は専門家ではないのでわからないのですが、そういうアタッチメント理論があります。ですから、ここは、注書きでも入れて「愛着形成」でいいのかなと思います。

「母子関係」という言葉を入れるか入れないかでも大きく違うと思います。全国の子ども・子育て会議の中で、「愛着形成」のことを言うといろいろな指摘がされるという話を聞いたりするのですが、「西宮市ではお母さんと子どものつながりを大事にする」ということを強調するのなら、そういう言葉を入れたほうがいいのかなと個人的に思いました。

私は、「しっかりとした愛着形成がなされ」でいいのかなとも思います。

会長 愛着の理論についてここでディスカッションすると大変なことになるので

すが、一般的には最近は「愛着は母子だけのことではない」と言われていますので、ジェンダー的なところでは「愛着」という言葉を使っても大丈夫だと思います。

委員は「母子」を強調したほうがいいというご意見ですね。

委員 そう思いました。

会長 「理念」のところに説明文を入れるのは難しいと思いますが、そこは、委員のほうから地域へ周知していただければと思いますね。

ここの文言のことですが、ほかの委員の皆さん、「愛着形成がなされ」ではどうでしょうか。

副会長 私はこういうことを専門的に研究していますので、「愛着」と言われても、「愛着形成」と言われても、「親子関係における情愛的な結びつき・絆」と解釈するのですが、幅広く市民の方がこれを読んでどうとらえられるのかとなると、ほかの委員の皆さんからのご意見を伺いたいと思います。

会長 これは、国がこういう言葉を使っているんですね。

事務局 はい、使っています。

会長 それも踏まえてここに出てきているのですが、受ける印象について、確認の意味も含めて、ご意見があれば出していただきたいと思います。

委員 私はこども家庭センター、児童相談所の立場ですので、親も含めた大人との愛着関係の形成は大変重要だと思います。そういう意味では、「愛着」という言葉はかなり一般化しつつあって、「母子関係」だけに受け止められるおそれはないと思います。

一般用語ではなくて、括弧でくくるなどして、「愛着関係」が形成され」というのではどうでしょうか。親子関係のあるべき姿を示すちゃんとした用語を使ったほうがいいと思います。

会長 「愛着」という言葉だけでも、一般的には「愛着関係」という関係性も含むと解釈できると思うのですが、副会長、どうでしょうか。あまり漢字を多くするとわかりにくくなるのですが、「愛着形成がなされ」でも特に問題はないでしょうね。

副会長 問題ないと思います。

会長 あまり突っ込んで議論してもあれですが、「愛着形成がなされ」にしてはどうかという意見が出ましたが、まだ悩んでいただく期間はありますから、もう少し考えていただいてもいいかとは思っています。

ここは、事務局でもいろいろと検討していただいたところだと思いますが、このあたりの議論の経緯はいかがでしょうか。

事務局 最初にお示したときは、「愛着形成を基礎とし」としていました。これは、国の基本指針に「しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成」云々という記述があったので、そこから流用しました。それに対して、「基礎とし」という表現は少しかたいという意見がありまして、表現を変えて、「愛着が形成され」としました。

事務局としては、今言われた「愛着形成がなされ」でもいいのかと思います。

会長 解釈はそれほど大きく変わりませんから、受ける印象の問題ですね。

委員 主語を考えると、ここは「子どもが」か「子どもに」が頭にくるのかなと思います。「愛着形成がなされ」となると、「子どもと大人」という関係の話になって、後ろの文章は「子どもが」か「子どもに」がつくと思いますので、後ろの文章とつながらなくなってしまうと思うのです。全体の文章を「子どもが」や「子どもに」で統一できるような表現のほうがいいのかなと思います。

会長 こういう理念的な文章になると、主語と述語はそれほど問わないというか、省くことが多いです。あまり具体的なところに解釈が行き着くようにすると、また別の意見が出てくることもありますので、そこは幾つかの解釈が可能なようにすることも一つの方法ではないかと思います。

ですから、「愛着」という言葉でも、「子どもが」とか「大人と子どもが」というところまで入れなくても、解釈としては成り立つのではないかと思います。

それでは、「愛着形成がなされ」にしておきますか。

〔発言者なし〕

会長 今回のパブコメでは「愛着が形成され」のままにいきますが、今後、事務局で考えていただきたいと思います。

これからの子育てに関するキーワードになる言葉ですし、国もそれを踏まえて出していると思いますので、非常に大切なことだと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

委員 これも言葉に関する意見ですが、76ページにワークショップで出された意見が抜粋されて載っています。その上から2つ目の「遊び場」の最初の意見の括弧書きの末尾に、「みやっこキッズパークのような管理者がいるプレイパーク」とあります。この「プレイパーク」は、全国で400カ所近くになっていて、「プレイパーク」もしくは「プレーパーク」と一般的に呼ばれている、そういう遊び場のことなのでしょう。

会長 それは、「プレーパーク」ではないかという質問ですか。

委員 そうではなくて、「みやっこキッズパーク」はプレイパークではないと言われています。これは意見の抜粋なので、意見をそのまま載せているということなら、それでもいいのかもしれませんが、私は、事実と違うことを載せるのはどうかと思うのです。もしここが、今全国的に広がっている「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした「プレイパーク」のことを言われているのなら、括弧書きのところは訂正が必要ではないかと思います。

会長 どのように訂正するのですか。

委員 「みやっこキッズパークのような」という言葉は必要なのかなと思います。私は、「プレイパーク」をここに載せることはいいと思います。これに着目して次世代育成支援行動計画に入れている自治体もいっぱいあります。しかし、「プレイパーク」を残すのなら「みやっこキッズパーク」を入れないとか、プレイパークにいる大人は管理者ではありませんから、「管理者」を外して正しいものにするとか、ここを全部消してしまうかですね。

会長 やはり正しいことを載せたほうが良いと思います。市民の方から出された意見を載せているのですが、固有名詞も出てきていますので、市民の方が誤解されているのなら、それを修正して出したほうが良いと思います。

もし「みやっこキッズパーク」を残すとすれば、その後ろの文言をどう修正すればいいかを言っていただけますか。

委員 市民の立場から言うと、「みやっこキッズパーク」という固有名詞を出すことが必要なのかなと思います。

会長 「みやっこキッズパーク」を省いて、「管理者がいるプレイパーク」にするということですか。

副会長 「みやっこキッズパーク」は、いわゆる「プレイパーク」ではありません。「管理者がいる公園」です。また、「プレイパーク」は、プレイリーダーがいて、子どもたちが自由に遊ぶ場所ですが、この「プレイリーダー」は「管理者」ではありません。そういうことをおっしゃりたいのですね。

委員 そうです。ですから、「みやっこキッズパーク」を残すのなら、「管理者のいる公園」でいいと思います。また、「プレイパーク」にいる「プレイリーダー」は、管理をするだけの大人ではありません。そういうことです。

事務局 今、理解できました。

ここは、ワークショップの中で出てきた意見を単純に載せているだけですから、正しい表現になっているかどうかの確認が十分ではありませんでした。今のご意見ですと、「みやっこキッズパーク」＝「プレイパーク」は間違いだということですので、そこは正しい記述にしたほうが良いと思います。

最終的にどう載せるかを検討して、正しい表現に変えたいと思います。

会長 意見の中で「みやっこキッズパーク」という固有名詞が出ていたのなら、この表現は削らないほうが良いと思いますが、どうですか。

事務局 これは、出てきた意見を要約したものですので、「みやっこキッズパーク」という言葉は出ていたと思います。ただ、一般市民の方は「みやっこキッズパーク」と「プレイパーク」の定義まではご存じないので、イコールだと解釈して使われたと思います。

しかし、「みやっこキッズパーク」を消してしまうと、一般市民の方にはわかりにくいような気もしますので、「公園」などの表現にしたほうが良いのかなと思います。書き方については、精査させていただきます。

会長 委員からも、こういう書き方をすればいいという案がありましたら、事務局まで言っていただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。

委員 11ページの「基本理念」に「子どもが輝くまち」とあるのは、この子ども・子育て会議の中で話し合いを重ねたことが要約されていますし、子どもを中心に考えるという視点に立った取組みを進めていくという西宮市の姿勢が確認できて、すごくいいと思います。

ただ、44ページの教育・保育の「(8) 今後の方向性」のところには、「教育・

保育の量の見込みに対しては、引き続き、既存の認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育事業等の地域型保育事業で」とあります。以前、条例の審議のときに、認定こども園や小規模保育事業の基準が既存の幼稚園・保育所の基準と違うということが議論になりましたが、私たちが議論した「保育の質を守る」とか「基準を上げていく」ということが、このあたりに入れられないのかなと思いました。これを見ている限りでは、今後の保育需要に対しては、小規模保育事業と認可外保育施設からの移行や幼稚園の認定こども園化でカバーしていくと読めてしまうのですが、そのあたりを入れるべきではないのでしょうか。

会長 44ページの(8)の「今後の方向性」の最初の2行の「入所枠を確保していきます」というところのことですか。ただ、ここにも幼稚園や保育所のことも含まれていますね。

委員 すみません、意見をまとめ切れなくて。

その2行では「入所枠を確保していきます」と書いてある一方で、最後のほうには、3号認定子どもについては、小規模保育事業や幼稚園から移行する認定こども園で入所枠を確保していくと書いてあるので、どちらで確保しようとしているのかの考え方が見えないと思うのです。

例えば小規模保育事業や幼稚園から移行する認定こども園で受入枠を確保していくのであれば、その基準を見直していくとか、そこでの保育の質を確保していくという方向性が少しでも表せたら、私たちが話をしてきたことが入っていくのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

会長 (8)の2段落目の後半の文章と、3段落目の「特に保育需要の高い3号認定子ども」以下の文章で、私たちが話をしてきたことが十分反映されていないのではないかというご意見ですか。

委員 そうです。

会長 これは文章の解釈になってくるのですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局 今回決めた基準の高いレベルの、例えば小規模保育事業であればC型からA型とか、あるいは地域型から施設型へとか、そのように持っていくべきだということですか。

委員 そういうことも含めてですが、より高い保育の質を求めていたり、西宮の保育の質を守っていくことが見えなくて、安易に確保していくような方向性に読めてしまう気がするのです。私の読み方が悪いのかもしれませんが。

事務局 この文章は、39ページから始まっている「教育・保育の量の見込み及び確保方策」の中の「方向性」の部分ですので、質を向上させることは当然のこととして、量の確保について書いているところですから、こういう表現になっているわけです。

委員 44ページで認定こども園だけに限定されているのは、意図的なのでしょうか。それとも、保育所の拡充という別の手だても念頭に置かれているのでしょうか。

事務局 第2段落は前回から変更しています。今後も需要は増加してくると思

ていますが、将来的に予想される保育施設の供給過剰を避けることも踏まえて、まずは既存幼稚園から認定こども園への移行を促進するという形で書いているわけです。決して保育所を整備しないわけではありませんが、供給過剰が見えてくることも踏まえて、認定こども園への移行をあえて記述しているということです。

加えて、「さらに」の段落では、3号認定子どもについては認定こども園や小規模保育事業でと書いており、理念的なものは十分踏まえていますので、あえて「保育の質の向上のために」という文言までは入れる必要があるのかなと考えたところです。

会長 これは読み方にもよるのですが、特に認定こども園のことを前面に出しているわけではなくて、保育施設の供給過剰のことも踏まえて、待機児童対策と既存施設の活用を図ることも押さえていただいているということです。

委員 よくわかるのですが、先ほど言われたように、認定こども園への移行がすごく目立つ気がします。それと、「供給過剰を避けるため」というところが、「将来的に予想される」とは書いてありますが、保育需要を見ると上がっている現状があって、量の見込みも少しずつでも増えていますので、それほどすぐには供給過剰にはならないと思うのです。それなのに「供給過剰を避けるため」が前面に出ているような気がして、今いる待機児童や、目の前にいる子どもの保育の質についてはどうなるのかという気がします。

会長 今日は「こういう意見が出ている」というところでおさめる会で、パブコメの意見も踏まえた上で最終決定することになっていきますので、文言をどうするかまでは決めません。

先ほど委員が言われたことについては、今後の方向性のところも含めて、事務局のほうで検討していただいて、1月または2月の会議で確認するというところでよろしいですか。

委員 はい。

会長 ほかにありませんか。

委員 この素案に直接かわりはないのですが、この間、新しい制度になるということで、さまざまな取組みをされています。しかし、お子さんをお持ちのお母さんたちにとっては何か人ごとのようで、まだまだ普及が足りていないと思うのです。配られた資料を見ても、幼稚園のことに焦点が当てられていて、保育所利用の方の中に、「私には関係ないわ」と思って資料も捨てたという方もおられました。私も、うちに見学に来られる方に対して、「小規模保育事業があるでしょう。0歳の子どもさんにとっては、ここが大事なんですよ」とお話ししたことが何度もあります。あるいは、「西宮市は待機児童ゼロだと聞いていたから、安心して復帰できると思っていたのに、いざ保育所探しをしようと思ったら、とんでもないと言われました」というお母さんたちもいて、もっと危機感というか、制度の変わり目であることをもう少しアピールできたらなと思います。

パブコメに関しても、実際に利用する方たちにとって本当に重要なことが決められようとしているということを、もっと強くアピールしてほしいなと思います。

言葉も難しく、「コンシェルジュ」という言葉でも、私もそれほど理解できずにここに来ていますが、「こんなのができたから相談しに行ってください」と何人にも言っても、みんな「わからなかった」と言って帰ってくるのですね。

あと、幼稚園対象の子どもを「学校教育が必要な子ども」としてありますが、「幼稚園」と書いたほうがわかりやすいのではないかと、保育所を必要とする2号認定や3号認定にしても、その内容をもっとわかるように書かないと、自分のこととは関係ないと思っている保護者の方が本当に多くいらっしゃいます。

今、春に向かって多くの方が見学に来られる中で、「こんなに浸透していなかったのか」とすごく感じていますので、パブコメをなさるときには、もう少し大々的に「小さなお子さんをお持ちの方たち全員にとって必要なことだ」と強調していただきたいなと思いました。

会長 何か方法はありますか。ぜひその方法についてご意見をいただきたいのですが。

委員 例えば、市役所へ行く方がたくさんおられますから、市役所の正面に大きな看板を立てるとか、垂れ幕をつるとか、駅前に何かを出すとか、何か方法はないのかなと思います。

会長 内容はともかく、パブコメについて広く対象層に浸透するようにしていただきたい、そういう意見ですね。

委員 はい、意見です。

会長 全戸配布の市政ニュースには載せるのですね。そのほかにはどうですか。

事務局 ホームページに掲載します。

会長 ホームページにはどういう形で出すのですか。何かフラッシュするようにするのですか。

事務局 フラッシュはつかないですね。

会長 「今パブコメをやっています」ということは、しばらくの間は出るのですね。

事務局 トピックとしては出ます。今回の説明会のときにも出しましたが、うちのほうから依頼すれば、一定期間は出ますので、それはしようと思えばできます。ホームページ上では、それが一番目立つ形です。

委員 先日、民生委員の会で説明してくださったのですが、出られた方に話を聞きますと、「とてもよくできたパワーポイントだったけど、民生委員は何をしたらいいのだろうね」と言っておられました。先ほど言われるように、当事者もわからないし、周りで支える地域の子育て支援のほうでもよくわかっていない状況ですから、例えば民生委員に向けては、「ここをこうしてもらったら、地域の保護者のためになる」というように、もう少しポイントを決めて指導していただきたいと思います。

もう一つ、パブコメについては、意見が多く集まるように努力しなければいけないので、この資料を置くところを考えてもらったり、置く際に少しアピールできるようにしてもらったりする必要があると思うのです。このいっぱい字が書いてある

資料を子育てしている人が子どもを連れてわざわざ取りに行くかなと思いますので、お金があるのでしたらサークルなどに配るとかして、意見を集めようとする姿勢をお願いしたいと思います。

この事業計画は、大きな制度の中の一部かもしれませんが、「子育てする者にとって大切だ」ということもアピールしていかなければいけないのではないかと思います。

会長 そのあたりは事務局をお願いすることですね。

委員 「コンシェルジュ」という言葉が一般の方にはわからないように、「パブリックコメント」と言われても、意見を公募していることとイコールにならない方も大変多いので、「パブリックコメントを実施します」という書き方ではなくて、「子育てされている人たちからの意見をいろいろとお聞かせ願いたいです」という感じで、誰にでもわかるような文章で書いていただきたいと思います。

会長 事務局のほうで何か工夫をしてほしいという意見ですが、概要版のほうが大事になりますね。多分、事務局のほうでも色刷りぐらいは検討いただいていると思いますが。

事務局 事業計画の最終形は色刷りになるのですが、パブコメではこの形で考えています。支所やサービスセンターなどに置くことと、ホームページで読めるようにはします。あとは、幼稚園や保育所のほうには、「パブコメをする」というご案内をさせていただきますし、先日は、民生委員の集まりでも説明させていただきました。そのほかに何ができるか、考えたいと思います。

会長 パブコメで広く意見を求める方法についての意見がありましたが、事務局のほうでは、集約の作業もよろしくお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、この議事についてはここで閉じさせていただきます。

冒頭から繰り返し申し上げているように、来週からのパブコメはこの素案で実施しまして、今回いただいたご意見については、パブコメで出された意見も含めて、1月以降のこの子ども・子育て会議で、修正された点等についてご確認いただくこととなります。

また、ぜひ皆様方も、パブコメに意見を出していただくように市民の方にお声がけいただければと思います。

このまま続けさせていただきます。次に、「議事(2)教育・保育施設に対する確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集4ページをご覧ください。

「議事(2)教育・保育施設に対する確認(利用定員の設定)」です。

まず、新制度における「確認」の意味について、再度説明したいと思います。

「確認」とは、新制度における給付の対象となる施設・事業者を確定する手続です。

「認可」を受けた施設・事業者が給付などの支援対象となるためには、市町村が

ら「確認」を受ける必要があります。その上で、「支給認定」を受けた子どもが「確認」を受けた施設・事業者を利用した場合に、施設型給付・地域型給付を受けることができる仕組みとなっています。実態の流れとしては、保護者の方に直接給付するのではなく、施設のほうで代理受領という形でまとめて市から給付を受ける形になります。

次に、「イ 確認の効力について」です。

施設型給付の対象となる幼稚園・保育所・認定こども園に対する西宮市の「確認」の効力は、全国に及ぶこととなりますので、西宮市外の子どもが西宮市内の施設を利用する場合には、施設がその子どもが居住する自治体から別途「確認」を受ける必要はありません。

他方、地域型保育事業者に対する西宮市の「確認」の効力は市内のみに及ぶこととなりますので、市外の子どもが市内の地域型保育事業を利用する場合には、事業者は、その子どもが居住する自治体から別途「確認」を受ける必要があります。

これが基本となります。

次に、「(2) 子ども・子育て会議の意見を聞く事項」です。

冒頭でも申し上げましたが、子ども・子育て支援法では、市町村長が利用定員を設定するときは子ども・子育て会議で意見を聞く必要があると定められています。ただし、現在運営している認定こども園・幼稚園・保育所が、施設の種類を変更せずに、そのまま平成27年4月に新制度に移行する場合、例えば幼稚園がそのまま幼稚園として新制度に移行する場合は、新制度の開始とともに「確認」を受けたものとみなされることになっていまして、「確認」の申請は不要になります。

さらに、このような「みなし確認」を受ける施設の利用定員の設定については、法令上では子ども・子育て会議のご意見をお聞きすることは不要となっています。

今回、7ページ以降に幼稚園型認定こども園と幼稚園の利用定員を記載していますが、その中で子ども・子育て会議でご意見を聞く必要がある施設は、新制度への移行に伴って幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する武庫川幼稚園のみとなります。あとは種別が変わりませんので、その点をご留意いただきたいと思います。

次に、5ページをご覧ください。

「(3) 利用定員の基本的な考え方」です。

まず、アですが、各施設・事業者は、4つの区分で利用定員を設定することになります。具体的には、1号認定子どもが1区分、2号認定子どもが1区分、3号認定子どもについては、0歳と1・2歳に分けて利用定員を設定することになります。

次に、イですが、利用定員については、原則認可定員を超えない範囲で利用状況を勘案して設定する必要があります。したがって、認可定員を超えて利用定員を設定することはできないとご理解いただきたいと思います。

次に、ウは、実際の利用人数が恒常的に認可定員を下回る場合です。実際の利用数や今後の見込みなどを勘案して、利用定員を設定することになります。

簡単な図を示していますが、例えば認可定員が100人の施設で、これまでの実績と今後の見込みを勘案したところ、利用者数が80人となる場合には、利用定員を80

人で設定することになります。なお、この場合は、認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はありません。

次に、6ページをご覧ください。

エは、先ほどのウとは反対のケースで、実際の利用人数が認可定員を超える場合です。この場合には、認可定員の範囲内で利用定員を定めることになります。

ただし、こうした施設については、白抜きの1番と2番にありますように、利用定員を適切に見直し、「確認」の変更を行う必要があり、また、利用実態に応じた認可定員に変更することが必要であるとされています。

加えて、これらの見直しが行われず、連続する過去2年度で常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均利用率が120%以上の場合には、給付費を減算するというペナルティが科されることになっています。

下の図で申しますと、認可定員100人の施設では、利用定員を100人と設定することになります。2年度平均して125人の受入れを継続している場合には、給付費の減算がされます。

本日の会議では、7・8ページに記載している幼稚園型認定こども園と公立及び私立幼稚園の利用定員の設定について取り上げています。

先ほども説明しましたが、子ども・子育て会議のご意見をお伺いする必要がある施設は、幼稚園型認定こども園に移行する武庫川幼稚園のみですが、今回は、すべての新制度に移行する施設について利用定員を記載しています。

記載している私立幼稚園4園と幼稚園型認定こども園2園の合計6園については、各施設と意見交換しまして、制度の説明もさせていただいた上で設定した数字となっています。

まず、7ページの「(1) 幼稚園型認定こども園」では、幼稚園としての認可定員の範囲内で1号認定と2号認定の利用定員を設定することになります。3号認定の利用定員については、認可定員とは別個の設定となります。

1の「上甲子園幼稚園」は、認可定員は280人で、1号認定は268人、2号認定は12人として、認可定員と同数の280人を利用定員として定められています。

2の「武庫川幼稚園」は、1号認定150人、2号認定18人で、合計168人となっています。認可定員は200人ですので、認可定員の範囲内でおさまっています。

次に、先に8ページの「(3) 私立幼稚園」をご覧ください。

1の「すずらん幼稚園」は、認可定員105人ですが、利用者数は84人ですので、実情に合わせて利用定員を85人に設定されています。

3の「甲子園東幼稚園」は、認可定員160人ですが、利用者数127人という実情を勘案して、利用定員を130人と設定されています。

次に、6ページのエで説明した「実際の利用者数が認可定員を超える場合」として、2の「みそら幼稚園」と4の「くるみ幼稚園」があります。両園とも認可定員は80人ですが、実際に入っておられるのは84人、82人です。この場合、認可定員を超えての利用定員の設定はできませんので、両園とも利用定員を80人と設定されています。

次に、7ページの「(2) 公立幼稚園」をご覧ください。

公立幼稚園については、すべて新制度の幼稚園に移行しますので、20園すべての市立幼稚園をこの表に載せています。

市立幼稚園については、先月10月に募集した人数を前提に、利用定員を20園全体で2,065人と設定しています。35人クラスを2クラス以下で設定しています。実際の入園児童数はもっと少ないとは思いますが、募集した人数で設定しているということです。

幼稚園型認定こども園と幼稚園については以上ですが、ほかの種類の認定こども園や保育所、地域型保育事業の利用定員については、今回お示しできませんでした。次回以降の子ども・子育て会議でご報告し、ご意見をお聞きしたいと考えています。説明は、以上です。

会長 「確認」についての説明と、利用定員についての状況を説明いただきましたが、ご質問をお受けしたいと思います。

委員 7ページの公立幼稚園の利用定員ですが、実際に入園しておられる子どもさんの数とかけ離れた設定がされています。これはどういう根拠で設定されたのか、お伺いしたいと思います。

事務局 平成27年度の園児募集を先月行いましたが、そのときに募集した学級数を基本にしています。

4歳児については、1学級30人という形で募集したのですが、1学級で35人まで受け入れることができますので、残りの5人の枠で支援の必要なお子様の受入れをしたいと考えています。ですから、4歳児の1学級分は35人になります。

5歳児については、園の施設の大きさによって変わりますが、2学級もしくは1学級、多いところでは3学級分を募集人数としていまして、大きな枠を設けています。これは、入れないことがないようにしたいので大きな枠をとっているのですが、実際に入ってくる人数はそれほど多くありませんで、入園する児童数としては、1,200人ぐらいになります。

今後の利用定員については、この数を減らしていく方向にはなるかと思いますが、今のところは、来年度に向けての募集定員を一つの根拠にして、この数字にしています。

会長 ほかにご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 1月に保育所等の説明があつて、そこでも意見を申し上げることはできるわけですね。

事務局 はい。

会長 それでは、議事(2)は、この程度にさせていただきます。

次に、報告事項になりますが、「議事(3) 子ども・子育て支援新制度説明会の報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集9ページをご覧ください。

資料3の「(3) 子ども・子育て支援新制度説明会の結果」です。

前回の8月25日の会議でも若干報告しましたが、保護者向けの説明会をこの表のとおり実施しました。7月21日から9月13日にかけて、保護者の方を対象に、市内9カ所で新制度に関する説明会を実施しました。我々が当初想定していた参加者数を大幅に超える来場者がありましたので、おおむね2つもしくは3つの会場を用意して実施することになりました。

8月9日・10日については、もともと子育て総合センターとなるお会館で開催する予定でしたが、表の一番下に書いてあるように、台風11号による警報が発令されたため、延期することになりました。その代わりとしまして、8月24日に同じ地区の勤労会館と鳴尾公民館に場所をかえて、午前と午後に分けて開催しました。その回でも200名近くの方が来られまして、関心の高さがうかがえました。

当初は8回の開催を考えていましたが、8月31日に西宮北口地区で開催した第8回の大学交流センターと北口保健福祉センターでは、参加人数が576人になりました。ほとんどの方には入っていただいて資料をお渡ししたのですが、お帰りになっていただいた方もおられましたので、急ぎょ9回目を9月13日に北口地区で実施しました。お帰りになられた方には「ホームページで告知します」というご案内をただけなのですが、それでも100名の方が来られました。

合計で2,164名と書いていますが、これはあくまでも配付した資料の数でして、夫婦で1部しか資料を受け取られなかった方もおられましたので、実際にはもっと多くの参加者があったと考えています。

現在、会場でご提出いただいたアンケートの集計を行っていますので、次回の会議では、そこで出された意見なども報告したいと考えています。

また、説明会当日は都合が悪くて来られなかった方もおられると思いますので、市のホームページからリンクを貼りまして、ユーチューブで説明会の様子を見られるようにしています。これは夏時点の情報にはなりますが、そういうことも行っています。

説明会に関する報告は、以上です。

会長 夏に開催された説明会の報告でしたが、どの会場でも非常にたくさんの方が来られて、会場に入り切れなくて、複数の会場を用意したり、同じフロアで2グループに分かれた説明されるなど、事務局も随分とご苦労されたようです。大変たくさんの方が来られまして、関心の高さがうかがえるという報告でした。

この件については、ご意見を伺うものではないのですが、ご発言があればお願いしたいと思います。

委員 私も参加しまして、すごかったです。これは、皆さんの新制度に関する関心の高さなのか、多分利用料に対する関心が高かったと思うのですが、その会場でどういうご意見が出されたのか、後日の報告を楽しみにしています。

もう1点、その会場で、特に幼稚園の利用料が公立幼稚園と私立幼稚園で変わらないという説明がされて、7ページの今期の応募者数になったのかなと思いました。公立幼稚園がぐっと減ってしまったので、私もびっくりしました。

少し聞きますと、「利用料が一緒だったら私立のほうがいいかな」とおっしゃる

方も多いのですが、地域の公立幼稚園へ行きたいと思っていた方が外れてしまったとか、行きたかった私立も抽せんだったとか、とても悲しかったという声も聞いています。

今年度の募集者数をもとに公立幼稚園の利用定員を決めたということですので、このあたりのところも関連してくるのかなと思いましたが、利用料が安い・高いだけではないということも含めて、ここで申し上げておきたいと思います。

この利用定員を決められたことについては、それでいいとは思いますが、夏のあの説明会の熱気と、その後の幼稚園の申込み状況と、申込みが終わった後の「しゃあないかな」という抽せんに絡んだ保護者の声とで、そういうことを思いました。

もう一つは、障害を持った子が何人か公立幼稚園でも入れなかったようなのですが、私は、「公立がだめだったら、私立で受けているんですよ」とおっしゃった委員さんの声が耳に残っています。どこでもいいのですが、誰もが安心して幼児期を過ごせるような西宮であってほしいなと切に望みます。今後その子たちがどうなっていくのかも、新制度と一緒に、私は見詰めていきたいなと思っています。

会長 説明会については、中で出た意見を集約して報告していただきますので、そのときにも意見を出していただけるわけですね。ただ、この後は、市政ニュース等々で新制度について出していくぐらいで、また説明会を開くことは考えていないのですね。確認ですが。

事務局 制度としては難しいのですが、できるだけかみ砕いた説明をさせていただいて、利用料金も出させていただけましたので、説明会についてはこれで完結と考えています。

ただ、新しいニーズが出てきて、周知する必要性がありましたら、そのときにはまた検討しなければいけないとは思っています。

会長 先ほど発言された利用者の方のいろいろな不安などは、制度が動き始めてからもまだまだ出てくると思います。現在は募集も終わって一たん終息しているようですが、今後、この子ども・子育て会議でも、現場で聞かれた利用者や市民の方の声も含めて、ご意見をいただきたいと思います。

そのほかに何かご発言はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、これで今回の議事はすべて終了させていただきます。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 参考資料集9ページをご覧ください。

「各基準に関する条例案の議決について」です。

基準等検討ワーキンググループでのご議論を経まして、子ども・子育て会議でご確認いただいた各基準の条例案が市議会に提出され、9月市議会においてすべて可決されました。ここに載せている「放課後児童健全育成事業の基準」、「確認に関する基準」、「地域型保育事業に関する認可基準」、「幼保連携型認定こども園に関する認可基準」の4本が制定されましたので、ご報告します。

次に、今後の日程ですが、次回の子ども・子育て会議は、年明けの1月20日午後

3時からとなっておりますので、予定していただきたいと思います。

また、評価検討ワーキンググループの委員の方は、来週11月27日木曜日午後2時からワーキンググループを開催しますので、ご出席をよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

会長 これでは本日の会議を終了します。委員の皆様には、とてもお忙しい年末年始をお過ごしになられると思いますが、どうぞ体調等にはご自愛いただきたいと思っております。

また、評価検討ワーキンググループが年内にもう一度開催されますので、委員の皆様には、ご苦労さまですが、どうぞよろしく申し上げます。

これで閉会します。ありがとうございました。

〔午後4時57分 閉会〕

【委員出席者名簿 16名】

【事務局出席者名簿 18名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大	【こども支援局】	
西宮市PTA協議会	泉 桂子	こども支援局担当理事 併任 教育委員会担当理事	坂田 和隆
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	新制度準備室長	津田 哲司
公募市民	大森 早苗	こども支援総括室長	川戸 美子
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	木下 浩昭	子育て事業部長	藤江 久志
公募市民	北村 頼生	新制度準備課長	楠本 博紀
西宮市労働者福祉協議会	久城 直美	新制度認定課長	伊藤 隆
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	こども支援総務課長	岩田 重雄
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	児童・母子支援課長	小島 徹
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	子育て総合センター所長	増尾 尚之
地域子育て支援センターつばみのひろば センター長	林 真咲	保育所事業課長	廉沢 裕和
西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	東野 弘美	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美	児童福祉施設整備課長	緒方 剛
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	【教育委員会】	
株式会社阪急阪神百貨店第1店舗グループ子供商品統括部長	由本 雅則	教育次長	前川 豊
にしのみや遊び場つくろう会 代表	米山 清美	学校教育部長	垣内 浩
		学校改革課長 併任 新制度準備室 参事	杉田 二郎
		学事課長	中西 しのぶ
		特別支援教育課長	坂口 紳一郎
		社会教育課長	中尾 篤也